

(事由：求職活動)

保育の必要性の認定に関する申立書①

御浜町長 あて

支給認定申請等にあたり、次の理由により、就労（内定）証明書を提出できません。

現在、求職活動中のため

利用開始後、直ちに求職活動を行う予定のため

その他（ ）

つきましては、就労することが決まり次第、速やかに就労証明書を提出いたします。

留意事項

- 1 保育を必要とする事由が「求職活動」の場合、利用を希望されている期間にかかわらず認定開始から90日を経過する日の属する月の末日までが、支給認定の有効期間となります。このため、保育所(園)を利用していただける期間は、原則として、最長でこの有効期間の末日までとなります。
- 2 必要に応じてハローワークカードや雇用保険受給資格証の写し（ともにハローワークで発行）の提出を求め、求職活動の状況確認をさせて頂く場合があります。
- 3 支給認定の有効期間の末日までに就労（予定）証明書を提出された場合は、特段の申出が無い限り、利用を希望されている期間まで支給認定の有効期間及び保育所(園)の利用期間を延長致します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者住所 御浜町大字 _____

申込み児童名 _____

※特記事項 _____
